

2023年4月13日
日本生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払い等について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、以下のとおり、2023年5月8日（月）以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下「みなし入院」）および災害死亡保険金等の特別取扱を収束します。

① 「みなし入院」について

5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象外となります。

<入院給付金等のお支払い対象>

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院をされた場合		○ (お支払い対象)		
宿泊施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスク の高い方 ^(※1)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	<u>×</u> <u>(お支払い対象外)</u>
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	×	×

※1 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

② 災害死亡保険金等について

5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障がい状態に該当した場合、災害死亡保険金等のお支払い対象外となります。また、特別条件のうち保険金削減支払等において同感染症によって支払事由に該当した場合、保険金削減等の対象となります。

<災害死亡保険金等のお支払いおよび保険金削減等の取り扱い>

	死亡日 ^(※2)	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
【対象商品】 災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の災害に関する保障がある個別保険・財形保険 ^(※3)	お支払い対象	<u>お支払い対象外</u>
【対象商品】 特別条件のうち、保険金削減支払法および特定部位不担保法がある個別保険	対象外 (保険金削減等を実施しない)	<u>対象</u> (<u>保険金削減等を実施</u>)

※2 特別条件による保険金削減・給付金不支払は新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した日

※3 災害保障特約、傷害特約等の特約が付加された団体定期保険・新団体定期保険については当面はお支払い対象としますが、今後、取り扱いを変更する可能性があります。「財形保険」は、勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険を指します。

<見直しの背景等>

2023年1月27日付新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付けることとなっています。

当該位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。また、5類感染症に分類されている感染症の性質を踏まえると、新型コロナウイルス感染症は災害保障の概念に適さなくなるものと考えられます。このため、上記のとおり、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象および災害死亡保険金等の特別取扱を見直すこととしました。

上記特別取扱の背景は、過去のプレスリリースをご参照ください。

○新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて

<https://www.nissay.co.jp/news/2022/pdf/20220909.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様の災害死亡保険金等の特別取り扱いについて

<https://www.nissay.co.jp/news/2020/pdf/20200416.pdf>

なお、今般の特別取扱の見直しは、政府による新型コロナウイルス感染症の「5 類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施します。本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。

<ご請求にあたってのお願い>

当社では、「My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）」をご請求時の必要書類としているところ、厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023 年 5 月 7 日までに保健所への発生届出・入力となされている場合には同年 9 月末まで利用可能と発表されています。同年 10 月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【参考：入院総合保険および入院継続時収入サポート保険の保障内容について】

責任開始日からその日を含めて 14 日以内に発病した所定の感染症を原因として入院等をした場合に保障の対象外とする取り扱い（不担保期間）について、2023 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症が所定の感染症に非該当となるため、同感染症は当該取扱の適用対象外となります。

以 上

2023-1276, 広報部